

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	270円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	10		4	6	4	8				4	8	9580円	郵送費用を現金・電子納付する場合の予納金の額。郵便切手で納付する場合、郵送費用としての予納金は不要です。	※上段は、原告と被告が各1人の場合の額です。それ以外の場合は、下段の郵便切手のそれぞれの枚数に原告と被告の合計人数を乗じた枚数を予納してください。原告1人、被告2人の場合の郵便切手額は14370円(4790円×3人)となります。)
		(5)		(2)	(3)	(2)	(4)				(2)	(4)	(4790円)	(3000円×当事者数)+3000円で計算した額。 ※原告と被告が各1名の場合は9000円です。	※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を交付します。同提出書に必要事項を記入の上、現金を添えて、札幌地裁出納課まで振込、持参又は現金書留により納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停												0円		予納していただく郵便切手の額は、申立後に担当係からお知らせします。 ※管内支部については、各支部にお問い合わせください。
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)						1						110円	予納金の目安 (あくまで目安のため、実際に予納をお願いする金額が異なる場合があります。) 土地(宅地)のみ ・600㎡以下1物件につき50万円 ・600㎡超1物件につき80万円 土地(宅地)及び建物(居宅) ・土地600㎡以下かつ建物100㎡以下 50万円 ・土地600㎡以下かつ建物100㎡超 60万円 ・土地600㎡超かつ建物100㎡以下 80万円 ・土地600㎡超かつ建物100㎡超 90万円 マンション1室 1物件につき50万円	予納金については、申立後に担当係から予納金の納付書類が送付されますので、送付後10日以内に納付手続をお願いいたします。
	強制競売申立て						1						110円	予納金の目安 (あくまで目安のため、実際に予納をお願いする金額が異なる場合があります。) 土地(宅地)のみ ・600㎡以下1物件につき50万円 ・600㎡超1物件につき80万円 土地(宅地)及び建物(居宅) ・土地600㎡以下かつ建物100㎡以下 50万円 ・土地600㎡以下かつ建物100㎡超 60万円 ・土地600㎡超かつ建物100㎡以下 80万円 ・土地600㎡超かつ建物100㎡超 90万円 マンション1室 1物件につき50万円	予納金については、申立後に担当係から予納金の納付書類が送付されますので、送付後10日以内に納付手続をお願いいたします。
	形式的競売申立て						1						110円	予納金の目安 (あくまで目安のため、実際に予納をお願いする金額が異なる場合があります。) 土地(宅地)のみ ・600㎡以下1物件につき50万円 ・600㎡超1物件につき80万円 土地(宅地)及び建物(居宅) ・土地600㎡以下かつ建物100㎡以下 50万円 ・土地600㎡以下かつ建物100㎡超 60万円 ・土地600㎡超かつ建物100㎡以下 80万円 ・土地600㎡超かつ建物100㎡超 90万円 マンション1室 1物件につき50万円	予納金については、申立後に担当係から予納金の納付書類が送付されますので、送付後10日以内に納付手続をお願いいたします。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	270円	180円	110円	100円	50円	40円	20円	10円				
民事執行	債務名義に基づく債権差押え	4			1		9				2		3300円	左記の内訳は、債権者、債務者、第三債務者各1名で、陳述催告申立てがあり、陳述書副本の直送を希望する場合です（執行費用として計上できる額は、3190円）。 ただし、債権者が窓口で書類を受領する場合には、左記の内訳から110円2枚を除いてください（合計額3080円、執行費用として計上できる額は、2970円）。 また、申立書等の補正が必要になった場合に裁判所と郵送によるやり取りを希望する債権者は、左記の内訳に110円2枚を追加してください（合計額3520円）。 当事者が複数の場合は、該当する当事者の数に応じて追加してください。 〈第三債務者が1名増えるごとに追加する額〉 1290円（命令正本送達分、執行費用に計上可） 460円（陳述書返送費用、執行費用に計上可） 110円（陳述書直送費用、執行費用に計上不可、 陳述書副本の直送を希望しない場合は不要） 〈債務者が1名増えるごとに追加する額〉 1220円（命令正本送達分、執行費用に計上可） 差押命令が発令されると、命令正本を第三債務者及び債務者に順次発送します（配達日指定はできません。）。		
	養育費等に基づく債権差押え	4			1		9				2		3300円			
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え	4			1		9				2		3300円			
	財産開示						1						110円	7000円	予納金については、申立後に担当係から予納金の納付書類が送付されますので、送付後10日以内に納付手続をお願いいたします。	
	情報取得							1						110円	不動産の情報取得 ・6000円 給与債権の情報取得 ・6000円+第三者が1人増えるごとに2000円 預貯金等の情報取得 ・5000円+第三者が1人増えるごとに4000円	予納金については、申立後に担当係から予納金の納付書類が送付されますので、送付後10日以内に納付手続をお願いいたします。
保全	債権仮差押	6	1				7						4120円	左記の内訳は、債権者、債務者、第三債務者各1名で、陳述催告の申立てがある場合です。 ただし、債権者が窓口で送達を受ける場合は、左記の内訳から1220円（500円2枚、110円2枚）分を除いてください。 また、当事者が複数の場合は、該当する当事者の数に応じて追加してください。 〈第三債務者が1名増えるごとに追加する額〉 1220円（命令正本送達費用） 460円（陳述書返送費用） 〈債務者が1名増えるごとに追加する額〉 1220円（命令正本送達費用）		
	不動産仮差押・仮処分（処分禁止）	6					4		2	2			3620円		登記所が1か所増すごとに1180円（登記嘱託用、登記返送料用各590円）追加してください。 ただし、債権者が窓口で送達を受ける場合は、左記の内訳から1220円（500円2枚、110円2枚）分を除いてください。	
	不動産仮処分（占有移転禁止）	4					4						2440円		債権者が窓口で送達を受ける場合は、左記の内訳から1220円（500円2枚、110円2枚）分を除いてください。	
保護命令	保護命令	2					2	11	2			3	2450円			
労働審判	労働審判	2					2	13	5		2	3	2840円			

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)		110円×(債権者数+2) ※保管金提出書の郵送を希望する場合はさらに110円×1枚を追加	11,859円 (官報公告費用)	郵便切手とは別に用意する 申立人(代理人)及び債権者のあて名記載シール ※申立人(代理人)分は2枚 ※管内支部については、各支部にお問合せください。
	代理人申立て					
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項、17項ホ)		110円×(債権者数+公租公課庁数+債務者数+郵便囑託数)	申立後連絡	郵便切手とは別に用意する 債権者、公租公課庁、債務者、労働者のあて名記載シール ※管内支部については、各支部にお問合せください。
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)		110円×(債権者数+公租公課庁数+労働者数+債務者数+予備20~30)		
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一の12項)		管財(個人・法人)と同じ		
	免責許可の申立て	500円 (民訴費用法別表第一の17項ホ)				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考	
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)		110円×債権者数	13,744円(官報公告費用) 213,744円(本人申立(司法書士関与を含む)の場合)	○郵便切手とは別に用意する ・債権者のあて名記載シール ・債権者一覧表・副本(前ページ×債権者数) ・弁済許可申立書があればその副本 ○本人申立(司法書士関与を含む)の場合、以下の郵券を追加 【申立て時に即日予納する場合】 110円×2枚+180円×1枚 【保管金提出書を郵送希望の場合】 110円×3枚+180円×1枚、申立人のあて名記載シール4枚 ※管内支部については、各支部にお問合せください。	
通常再生	個人			110円×20枚のほか申立後連絡	申立後連絡		
	法人						